

マイナンバーカードをつくりませんか？



マイナンバーカードとは

プラスチック製のICチップ付きカードです。表面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真が表示されています。

また、旧氏(旧姓)が併記できるようになりました。



マイナンバーカードでできること

- 公的な身分証明書として使うことができる
- 国税電子申告・納税システム (e-Tax) など行政手続きのオンライン申請に利用できる
- コンビニエンスストアで住民票の写しなど公的な証明書を取得できる

申請するには

- 郵送による申請 (個人番号カード交付申請書に本人の顔写真を貼り、封筒に入れて郵送)
- スマートフォンによる申請 (スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームから申請)
- パソコンによる申請 (デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームから申請)

上記の方法で申請することができます。また、市民課や各総合事務所では、顔写真の無料撮影から申請完了までの手続きをお手伝いするオンライン申請補助サービスを行っています。申請方法が分からない人は、ぜひご利用ください。

交付手数料

初回の交付手数料は無料です (紛失などによる再交付は手数料がかかります)。また、カード・電子証明書の有効期限による更新の場合も手数料は無料です。

受取方法

申請してから約1カ月後に、申請者へ「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書」が届きます。必要書類を用意し、指定の窓口までお持ちください。

時間外窓口・土日窓口を開設します

市民課と各総合事務所の窓口では、マイナンバーカードの申請手続きや受け取り、マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限満了に伴う更新手続きができます。

●市民課

- 時間外窓口＝毎週水曜日午後7時まで (午後6時30分以降は時間外受付からお入りください)
- 土日窓口＝毎月第2土曜日、第4日曜日の午前9時～午後5時

●各総合事務所 (事前に予約が必要)

- 土日窓口＝毎月第2土曜日、第4日曜日の午前9時～午後5時

■問合せ…市民課 (☎025-526-5111、内線1122) または各総合事務所

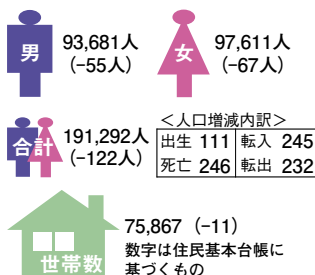
広報対話課から

(☎025-526-5111)

- 「広報上越2月1日号」は、1月30日(土)・31日(日)に各町内会へお届けし、各世帯にお配りします。届かない世帯の人は、広報対話課または各総合事務所へご連絡ください。

上越市の人口・世帯数

令和元.12.1現在。()は前月との比較



表紙のことは:どこまで高く跳べるかな

11月にドイツランポリンチームが来越し、歓迎に集まった市内4校の小学生にランポリンを体験させてくれました。

今年2020年は、待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日本人選手はもちろん、当市をホストタウンとし、事前合宿を行うドイツ選手の皆さんも応援しましょう！